

ご旅行条件書(要旨)

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。当旅行条件書に記載のないもの等は、当機構旅行業約款(標準旅行業約款)によります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人たばやま観光推進機構 山梨県知事登録旅行業地域329号(以下「当機構」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行を締結することとなります。

2. お申込みと契約の成立

(1) 所定の申込書またはインターネット上の申し込みフォームに所定の事項を記入の上、お申込み頂きます。団体グループを構成する契約責任者から、旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結および解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(2) 申込金は、旅行代金、取消料、または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

(3) お客様との旅行契約については、当機構が旅行契約の締結を承諾した際に成立するものといたします。

(4) 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当機構が申し込みを受け付けた/契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達したときに成立するものとします。但し、当機構より予約登録画面で予約IDのデータ送信を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により予約IDを確認できなかったとしても契約成立となります。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された交通費・宿泊費・食事代・施設使用料金・旅行取扱料金及び消費税諸税

4. お客様による契約の解除

お客様はいつでも以下に定める取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。

取消日	旅行開始日の10日前 ～8日前	旅行開始日の7日前 ～2日前	旅行開始日の前日
取消料	20%	30%	40%

取消日	当日の解除 (*除く)	*旅行開始後または無 連絡不参加
取消料	50%	100%

※ 取消日とは当機構の営業日・営業時間内に解除する旨を申し出た日とします(営業時間 平日月曜～金曜 9時～17時)

5. 当機構による旅行契約の解除

(1) 当機構は次の場合において旅行者に理由を話して、旅行契約を解除することがあります。

お客様の代金不払い、申込条件不適合、病気、旅行の円満な実施が不可能なとき、天災地変、戦乱、運輸機関等におけるサービス提供の中

止、官公庁の命令その他の当機構の関与できない事由による場合

(2) お申込み人員が募集広告(HP/パンフレット等)に記載した最小催行人数に満たない時は旅行の実施を取り止めることがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前(日帰り旅行は3日前)にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

5. 当機構の責任

(1) 当機構は、旅行契約の履行にあたって、当機構の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を当機構の規定に基づき賠償いたします。

(2) お客様の次に例示するような自由により損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。

a. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 b. 運送機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 c. 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 d. 自由行動中の事故 e. 食中毒 f. 盗難 g. 運送機関の遅延、不通またはこれによって生ずる旅行日程の変更

6. お客様の責任

当機構はお客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により当機構が損害を被ったときには、お客様から損害の賠償を申し受けます。また、お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当機構または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

7. 個人情報の取り扱い

個人情報については、お客様との連絡に利用させていただくほか、旅行における運送機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で、それら運送機関等に対し電磁的方法で送付することによって提供します

8. その他の注意事項

インターネットで予約されるお客様については、サイト内の掲示内容をすべてご確認のうえ予約をお願いいたします。また内容の未確認によるお客様の不利益については当機構の責に帰さないものとします。